

任期:平成35年3月31日まで

## 健康横浜21推進会議委員名簿

ゴシックは新任

(五十音順・敬称略)

|    | 役職 | 氏名      | 職名                         |
|----|----|---------|----------------------------|
| 1  |    | 渡邊 豊彦   | 横浜市医師会 常任理事                |
| 2  |    | 荒木田 美香子 | 国際医療福祉大学保健医療学部 教授          |
| 3  |    | 松谷 英司   | 横浜市食品衛生協会 副会長              |
| 4  |    | 遊馬 秀樹   | (株)テレビ神奈川 営業本部 事業推進室長      |
| 5  |    | 内田 浩    | 全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部長       |
| 6  |    | 大宮 淳    | 健康保険組合連合会神奈川連合会 事務局長       |
| 7  |    | 金子 規子   | 横浜市体育協会 地域スポーツ振興部 担当課長     |
| 8  |    | 桜木 美津子  | 横浜市食生活等改善推進員協議会 会長         |
| 9  |    | 佐藤 泰輔   | 神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長     |
| 10 |    | 瀬戸 卓    | 横浜市薬剤師会 常務理事               |
| 11 |    | 田中 伸一   | 横浜市保健活動推進委員会 会長            |
| 12 |    | 中沢 明紀   | 禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 会長   |
| 13 |    | 七海 雷児   | 横浜市PTA連絡協議会                |
| 14 |    | 西田 悦子   | JA横浜 生活文化部生活福祉課 課長         |
| 15 |    | 長谷川 由希  | (株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広報部 課長 |
| 16 |    | 古屋 強    | 横浜南労働基準監督署 署長              |
| 17 |    | 堀元 隆司   | 横浜市歯科医師会 常務理事              |
| 18 |    | 前橋 寛    | 相鉄ローゼン(株)総務人事部マネージャー       |
| 19 |    | 山本 妙子   | 神奈川県栄養士会 常任理事              |
| 20 |    | 渡辺 哲    | 神奈川産業保健総合支援センター 所長         |

## 事務局:健康福祉局

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 田 中 博 章   | 健康福祉局長                  |
| 古 賀 伸 子   | 健康福祉局保健所長               |
| 田 畑 和 夫   | 健康福祉局総務部医務担当部長(保健医療医務監) |
| 佐 藤 眞 理 代 | 健康安全部担当部長               |
| 藤 原 啓 子   | 健康安全部担当部長               |
| 船 山 和 志   | 担当部長(保健事業課事業推進担当課長)     |
| 田 中 園 治   | 担当部長                    |
| 室 山 孝 子   | 保健事業課健康づくり担当課長          |
| 石 井 淳     | 保健事業課長                  |
| 黒 澤 龍 一   | 保健事業課担当課長               |
| 栗 原 明 日 香 | 保健事業課健康づくり担当係長          |
| 安 達 暢 子   | 保健事業課健康づくり担当係長          |
| 春 日 潤 子   | 保健事業課担当係長               |
| 篠 井 明 日 香 | 保健事業課係員(保健師)            |
| 鈴 木 礼 子   | 保健事業課係員(栄養士)            |

平成30年度 第2期健康横浜21関係課長会議及びよこはま健康アクション課長会 名簿

|    | 区・局      | 補 職               | 氏 名    |
|----|----------|-------------------|--------|
| 1  | 都筑区      | 福祉保健課長            | 山本 弘庫  |
| 2  | 政策局      | 政策課担当課長           | 宮嶋 真理子 |
| 3  | 市民局      | スポーツ振興課長          | 守屋 喜代司 |
| 4  | 経済局      | ライフイノベーション推進課担当課長 | 森田 伸一  |
| 5  | こども青少年局  | こども家庭課親子保健担当課長    | 丹野 久美  |
| 6  | こども青少年局  | 企画調整課長            | 福嶋 誠也  |
| 7  | 健康福祉局    | 企画課長              | 平木 浩司  |
| 8  | 健康福祉局    | 福祉保健課人材育成担当課長     | 飛田 千絵  |
| 9  | 健康福祉局    | 保険年金課長            | 原田 正俊  |
| 10 | 健康福祉局    | 障害企画課長            | 佐渡 美佐子 |
| 11 | 健康福祉局    | こころの健康相談センター長     | 白川 教人  |
| 12 | 健康福祉局    | 高齢健康福祉課長          | 佐藤 泰輔  |
| 13 | 健康福祉局    | 地域包括ケア推進課長        | 喜多 麻子  |
| 14 | 健康福祉局    | 高齢在宅支援課長          | 本間 睦   |
| 15 | 健康福祉局    | 食品衛生課長            | 牛頭 文雄  |
| 16 | 医療局      | 医療政策課長            | 本間 明   |
| 17 | 環境創造局    | 農業振興課長            | 近藤 元子  |
| 18 | 教育委員会事務局 | 教育課程推進室長          | 松原 雅俊  |
| 19 | 教育委員会事務局 | 健康教育課長            | 植村 一人  |

オブザーバー

| 区   | 補 職       | 氏 名    |
|-----|-----------|--------|
| 瀬谷区 | 福祉保健センター長 | 五十嵐 吉光 |

よこはま健康アクション課長会

| 局     | 補 職                       | 氏名    |
|-------|---------------------------|-------|
| 健康福祉局 | 医務担当部長<br>衛生研究所感染症・疫学情報課長 | 野崎 直彦 |
|       | 生活支援課長                    | 鈴木 茂久 |
|       | 職員課長                      | 君和田 健 |
|       | 総務課長                      | 氏家 亮一 |

事務局(保健事業課)

| 局     | 補 職                       | 氏 名    |
|-------|---------------------------|--------|
| 健康福祉局 | 保健事業課健康づくり担当課長            | 室山 孝子  |
|       | 保健事業課長                    | 石井 淳   |
|       | 医務担当部長<br>(保健事業課事業推進担当課長) | 船山 和志  |
|       | 保健事業課担当課長                 | 黒澤 龍一  |
|       | 保健事業課健康づくり担当係長            | 栗原 明日香 |
|       | 保健事業課健康づくり担当係長            | 安達 暢子  |
|       | 保健事業課担当係長                 | 春日 潤子  |
|       | 保健事業課係員(保健師)              | 篠井 明日香 |
|       | 保健事業課係員(栄養士)              | 鈴木 礼子  |

## 健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)  
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

### (委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
  - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

### (臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

#### (会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

#### (会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。